

<施工箇所が点在する工事の積算方法について>

1 対象工事

施工箇所が複数あり、その点在範囲が1 km程度を越え、工事の施工形態等を考慮すると、1つの工事として取り扱った場合に積算額と実際に要する費用との間に乖離が生じるおそれがあると発注者が判断する工事

2 工事箇所の設定方法

施工箇所の点在範囲が1 km程度を越えなくなる回数を限度に工事箇所を細分化

3 積算方法

細分化した工事箇所ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出

4 主な手続き

- (1) 入札説明書等に、以下の記載例を参考に本試行の対象工事であることを記載するものとする。

<記載例>

本工事は、広域的に施工箇所が点在する工事であることから、『工事箇所〇〇（施工箇所〇〇、●●）』、『工事箇所△△（施工箇所△△）』、『工事箇所□□（施工箇所□□）』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行工事」である。

- (2) 特記仕様書に、以下の記載例を参考に本試行の対象工事であることを記載するものとする。

<記載例>

第◇条 施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事

- (1) 本工事は、広域的に施工箇所が点在する工事であり共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため『工事箇所〇〇（施工箇所〇〇、●●）』、『工事箇所△△（施工箇所△△）』、『工事箇所□□（施工箇所□□）』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行工事」である。
- (2) 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域等）については、工事箇所ごとに設定する。

注) 『工事箇所〇〇（施工箇所〇〇、●●）』、『工事箇所△△（施工箇所△△）』、『工事箇所□□（施工箇所□□）』の部分には、共通仮設費及び現場管理費を個別に積み上げる工事箇所名や地先、測点等を記載する。